

令和7年度の各課（室）における重点取組事項について

1 教育総務課

- ・ 学校における働き方改革の推進・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 県立学校入試に係る出願手続き等のデジタル化・・・・・・・・ 3

2 施設厚生室

- ・ 県立学校振興計画対象校における施設・設備の整備・・・・・・・・ 5
- ・ 教職員のメンタルヘルス対策の推進・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 愛媛県奨学資金制度の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3 社会教育課

- ・ 学校・家庭・地域の連携及び協働による地域の教育力の向上・・・・ 9

4 文化財保護課

- ・ 文化財の保存及び活用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 四国遍路の世界文化遺産登録・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

5 保健体育課

- ・ 部活動改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ 子どもの体力向上と学校体育の充実・・・・・・・・・・・・・・ 15

6 義務教育課

- ・ I C Tの効果的な活用による学力向上の推進・・・・・・・・・・・・ 16
- ・ 不登校対応の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

7 高校教育課

- ・ 将来の愛媛を支えるグローバル人材の育成・・・・・・・・・・・・ 18
- ・ 県立学校振興計画に基づく教育内容充実のための取組・・・・ 21

8 人権教育課

- ・ 人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ いじめ防止対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

9 特別支援教育課

- ・ 松山城北特別支援学校の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 医療的ケア児通学支援モデルの構築・・・・・・・・・・・・・・ 25

愛媛県学校における働き方改革推進方針（第3期）【概要】

令和7年3月 愛媛県教育委員会

目指すところ

教職員の心身の健康を保つとともに、誇りややりがいを持って能力を発揮できる環境を整え、子どもたちへ効果的な教育活動を行うことで、本県教育の質の更なる向上を図ります。

計画期間

令和7年～9年度（3年間）

取組の柱

- (1) 業務負担軽減のためのICTの活用や業務などの見直し等
 - ・県独自のC B Tシステムによる良質な問題等の共有化や採点・集計等の負担軽減
 - ・県立学校入試に係る出願手続等のデジタル化
 - ・学校現場の多様な人材の協働による、学校・教師が担う業務の適正化 など
- (2) 教員や専門スタッフの配置等によるチーム学校の推進
 - ・スクールサポートスタッフ、ICT教育支援員、大学生スクールサポーター等の配置
 - ・警察OBや学校管理職経験者、スクールロイヤー等との連携による支援体制の強化
 - ・管理職のリーダーシップによる学校におけるマネジメント管理の一層の強化 など
- (3) 部活動の負担軽減（部活動改革の推進）
 - ・県立高校における学校や地域の特色に配慮した部活動の精選や複数顧問制による交代指導体制の構築
 - ・公立中学校における段階的な地域移行及び地域連携の推進
 - ・部活動指導員の配置拡充 ・部活動の活動方針に基づく取組の周知徹底 など
- (4) 勤務時間の適正化と教職員の意識改革
 - ・勤務時間管理の徹底 ・意識調査の活用等による教職員一人一人の意識改革の促進
 - ・メンタルヘルス対策の充実 ・テレワークの推進 など
- (5) 市町教育委員会・学校との連携
 - ・意識調査の実施及び結果の共有 ・意見交換会の開催 ・優良事例の共有 など
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・地域学校協働活動等の推進 など

数値目標

- 時間外勤務の上限である月45時間以内の教師を着実に増加させつつ、時間外勤務が月80時間を超える教師をゼロにする。
- 教職員の働きがい（ワーク・エンゲイジメント）をコロナ禍前（令和元年度）以上の数値にする。

成果指標

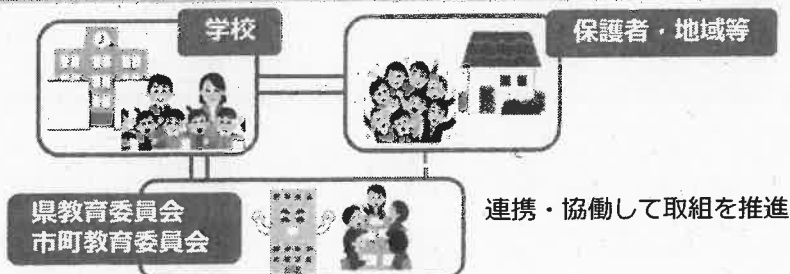
※愛媛大学教職大学院と連携した成果指標の設定・検証

- (1) 時間外勤務月80時間超及び45時間以内の教師の割合
- (2) 教職員の働きがい（ワーク・エンゲイジメント）
- (3) 教職員の抑うつ傾向（メンタルヘルス）
- (4) 教職員の主観的幸福感（ワーク・ライフ・バランス）
- (5) 教師自身の学びの実践（専門書を読む、他校の見学、講座等への参加など）



推進イメージ

- 「取組の柱」を基本として、更なる校務DXの推進や、業務の適正化等に重点的に取り組み、働きやすさと働きがいの両面から働き方改革を着実に進める！！



「令和7年度 学校における働き方改革推進計画」の概要

推進方針に定める基本方針（6つの柱）ごとに、重点的に取り組む事項として24項目（再掲2除く）を計画（令和6年度は23項目（再掲2除く））

《来年度の主な取組》

- ICTを活用した自動採点、結果分析、良質な問題等の共有化等【拡充】
 - 県立学校入試に係る出願手続等のデジタル化【新規】
 - 庶務事務システムの円滑な運用・改善と学校現場の多様な人材の協働による業務の適正化【拡充】
 - 警察OBや学校管理職経験者、スクールロイヤー等との連携による教職員のサポート体制の充実【拡充】
 - 県立高校における部活動改革の推進【拡充】
 - 休日の部活動の地域移行及び地域連携の実施【拡充】
- ※引き続き、教材の共有や行事等の見直しなどの取組を推進する

取組の柱	項目数	取組内容
1 業務負担軽減のためのICTの活用や業務などの見直し等	7	・ICTを活用した自動採点、結果分析、良質な問題等の共有化等【拡充】 ・県立学校入試に係る出願手続等のデジタル化【新規】 ・校務支援システムの効果的な活用 ・庶務事務システムの円滑な運用・改善と学校現場の多様な人材の協働による業務の適正化【拡充】 ・学校・保護者間の連絡手段のデジタル化 ・教材、指導方法等の提供、共有化等 ・調査、研修会、会議、研究指定校、行事等の見直し
2 教員や専門スタッフの配置等によるチーム学校の推進	3	・スクール・サポート・スタッフ、ICT教育支援員、大学生スクールサポーターの配置【拡充】 ・警察OBや学校管理職経験者、スクールロイヤー等との連携による教職員サポート体制の充実【拡充】 ・チーム学校の推進
3 部活動の負担軽減（部活動改革の推進）	4	・県立高校における部活動改革の推進【拡充】 ・休日の部活動の地域移行及び地域連携の実施【拡充】 ・部活動指導員の配置【拡充】 ・適切な休養日及び活動時間の設定・遵守
4 勤務時間の適正化と教職員の意識改革	6	・勤務時間管理の徹底 ・県立学校における働き方改革推進月間の設定 ・全県立学校教職員を対象とした意識調査の実施 ・意見交換、情報共有等の場の設定 ・教職員のメンタルヘルス対策 ・教職員テレワークの推進
5 市町教育委員会・学校との連携	3 (1)	・意見交換、情報共有等の場の設定 ・小中学校教職員を対象とした意識調査の実施
6 保護者・地域との連携	3 (1)	・地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な取組の推進 ・PTA連合会を通じた保護者・地域への協力依頼
計	26 (2)	

※（ ）内は再掲数

県立学校入試に係る出願手続等のデジタル化について

1 出願手続

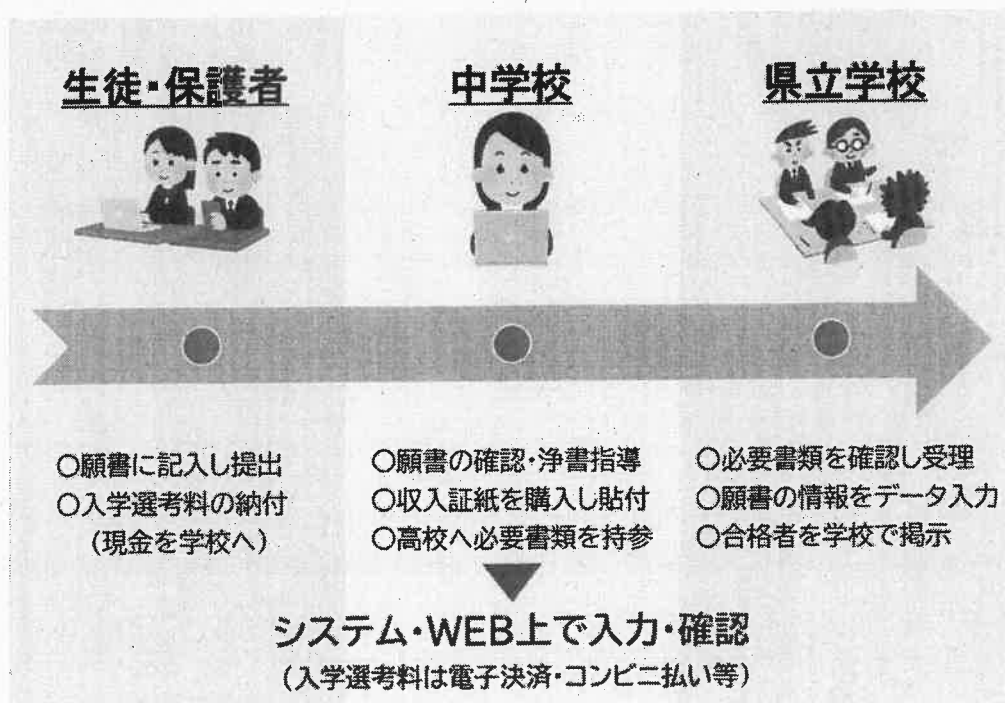
(1) 目的 生徒・保護者の利便性向上、中学校・県立学校の教職員の負担軽減

(2) 対象 高等学校特色入学者選抜、高等学校一般入学者選抜、特別支援学校高等部入学者選抜
 令和6年度志願者数（令和7年度入学）
 9,997名（一般入試5,579名、特色4,108名、特別支援学校215名、定時制95名）

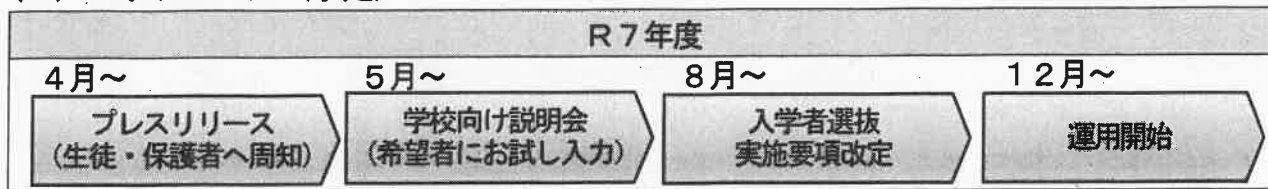
(3) 導入時期 令和7年度（令和8年度入学者の出願手続から）

(4) デジタル化の内容と効果

主な手続	期待される効果
① 出願情報の入力 〔生徒・保護者→中学校〕	・システム上での入力による利便性向上〔生徒・保護者〕 ・紙媒体での提出不要（書類紛失防止）〔生徒・保護者〕
② 出願内容の確認 〔中学校〕	・浄書指導不要〔中学校〕 ・データによる一元管理（出願漏れ防止）〔中学校〕
③ 出願情報・調査書の送信 〔中学校→高校等〕	・高校等への書類持参不要（書類紛失防止、持参コストの削減）〔中学校〕
④ 出願の受理 〔高校等〕	・出願情報のデータ化（手入力不要）〔高校等〕
⑤ 入学選考料の納付 〔生徒・保護者〕	・現金の取扱い、収入証紙の購入及び願書への貼付作業不要〔中学校〕 ・決済方法選択式による利便性向上〔生徒・保護者〕
⑥ 合格発表 〔生徒・保護者等〕	・高校等へ出向かず自宅等で確認可〔生徒・保護者等〕 ※令和7年度合格発表から先行して導入済み



(5) スケジュール (予定)



(6) その他

○ゼロ予算で対応 (※民間事業者のシステムを利用した場合：約3,000万円/年)

○全国の状況 (令和6年度実施の入試) 20都県が実施 (42.6%)
(令和7年度実施の入試) 27都県が実施見込み (57.4%)

2 合格発表

(1) 対 象 全県立学校

(2) 導入時期 令和7年1月 (令和7年度入学者の合格発表から)

(3) 内 容 従来の学校での掲示に加え、ウェブ上でも発表

(4) 効 果 遠隔地の受検生・保護者の利便性向上、負担軽減

(5) その他

○ゼロ予算で対応

○令和7年度入学者の合格発表日時

・中等教育学校	令和7年1月16日(木)午前9時
・宇和島水産高校専攻科	1月17日(金)午前10時
・県立高校	3月18日(火)午前10時
・特別支援学校高等部	3月19日(水)午前10時
・県立高校定時制2次募集	3月31日(月)午前10時

県立学校振興計画対象校における施設・設備の整備について

教育総務課 施設厚生室

1 事業概要（県立学校振興計画校舎等整備事業）

県立学校振興計画に基づき、新たに設置される学科・コース等に対応した施設・設備を整備することにより、統合後の学校において、どの地域の生徒にも夢や進路実現を目指すことができる教育環境を確保し、「地域に愛され子供たちに選ばれる学校づくり」に取り組む。

2 施設・設備整備一覧（全体イメージ）

			再編・統合後	設計	工事・設備等					
区分	学校名	施設名	主な整備内容	R5	R6	R7	R8	R9	R10	
新設	東予総合	新館	・統合による学級増及び新学科に対応する校舎を新築							
	八幡浜	本館	・老朽化が著しい本館を改築 ・3校統合による機能集約							
	松山南	本館	・統合・新設される商業科(定時制)に必要な教室を本館改築事業に併せて整備							
改修及び備品・設備	三島	第1教棟	・学科横断型学習教室を整備							
	新居浜東	グラウンド	・スポーツ実習設備を整備							
	小松	第2教棟	・学科横断型学習教室、情報教室を整備							
	東予総合	農業科特別教棟 新館	・農業実習教室を整備 ・統合・新設される学科・コースに必要な設備を整備							
	しまなみ	特別教棟 外	・統合・新設される学科・コースに必要な教室を整備 ・農業実習、水産実習設備を整備							
	東温	第3教棟 外	・介護実習室を整備 ・スポーツ実習設備を整備							
	伊予	普通教棟 本館	・学科横断型学習教室、情報教室、レッスン室を整備 ・芸術実習設備を整備							
	大洲	第3教棟 食品化学科教棟	・学科横断型学習教室、農業実習教室を整備							
	八幡浜	本館・第2教棟 特別教棟	・統合・新設される学科・コースに必要な設備を整備 ・学科横断型学習教室、工業実習教室を整備							
	宇和	本館 外	・情報教室を整備 ・スポーツ実習、農業実習設備を整備							
	宇和島東	本館増築棟	・学科横断型学習教室を整備							
	宇和島南	第1・3教棟 特別教棟	・学科横断型学習教室、情報教室、水産実習教室を整備 ・情報及び水産実習設備等を整備							
	今治東	グラウンド	・スポーツ実習設備を整備							
	北条清新	第1教棟	・定時・通信制に対応する教室を整備 ・遠隔授業配信センターを整備							
	松山南	本館	・商業実習設備を整備							
	松山工業	特別教棟	・工業実習設備を整備							
	解体撤去	川之石 外	解体・撤去	・キャンパス校等において使用しなくなる老朽施設を解体・撤去						

3 令和7年度の主な整備内容

【新設】

（1）東予総合高校（新館）〔工事〕

〔構造面積〕 RC造4階 約3,500㎡

〔建築場所〕 現東予高校敷地内

7年度は、統合により不足する普通教室、新設される学科に必要な実習室の整備を行う。

（2）八幡浜高校（本館）〔仮設・解体〕

〔構造面積〕 RC造5階 約4,000㎡

〔建築場所〕 現八幡浜高校本館を解体撤去し、跡地に新築

7年度は、仮設校舎整備のため、使用しないプール・部室棟の解体を行う。

(3) 松山南高校(本館)〔工事〕

〔構造面積〕 R C造6階 約8,000 m²

〔建築場所〕 松山南高校本館等を解体撤去し、跡地に新築

7年度は、統合・新設される商業科(定時制)に必要な教室の整備を行う。

【改修】

(4) 実習教室等の整備〔工事〕

〔情報系教室〕 小松高校、宇和島南高校

〔職業系教室〕 大洲高校、東予総合高校、しまなみ高校、宇和島南高校

〔定時制・通信制〕 北条清新高校

【備品・設備等】

(5) 教育活動に必要な備品・設備等の整備

新居浜東高校など13校

【解体・撤去】

(6) 使用しない老朽施設の解体・撤去

しまなみ高校など7校

教職員のメンタルヘルス対策の推進について

施設厚生室

【令和7年度の重点取組】

○メンタルヘルス対策の推進

- 産業保健スタッフによるアウトリーチ型の相談や電話・来所で相談を積極的に進めるとともに、AIシステムの周知・啓発により、一層の利用促進を図り、一人でも多くの支援が必要な教職員を、AIの力を借りて早期に産業保健スタッフによる相談につなげ、メンタル不調による離職者や休職者を一人でも少なくすることを目指す。

○相談事業等の利用促進

- オンライン面談・休日相談など相談しやすい環境を整備しつつ、復職支援システムの活用も含め、メンタルヘルス事業の利用促進に努める。

【令和7年度のメンタルヘルス事業】 ※網掛は県教委実施

ステージ	事業名	対象	内容
一次予防 (未然防止)	メンタルヘルスセミナー	公立学校教職員	オンラインセミナー、少人数健康づくりセミナーの実施
	レジリエンス体験型研修事業	公立学校若手教職員	ストレスに対するレジリエンス(跳ね返す力、回復力)高めるための研修
	ストレスチェック制度	県教委・ 県立学校全教職員	セルフケアと集団分析の結果活用による職場環境改善を促す
	メンタルヘルス出前講座	県教委・ 県立学校教職員	講演及びストレス対処方法のワークショップ等の実施
	メンタルヘルスサポート	公立学校教職員	共済支部が講師の選定や派遣を支援
	安全衛生管理者研修会	県教委・ 県立学校管理職等	メンタルヘルス対策等研修
	メンタルヘルス実践型研修会	公立学校管理職等	ラインケアの実践力を高めるための研修
	教職員心と体の健康相談	県教委・ 県立学校教職員	県庁内教職員健康相談室(常設)における産業医、臨床心理士、保健師等による相談
	県立学校教職員巡回相談	県立学校教職員	産業保健スタッフによる学校現場におけるメンタルヘルス対策支援
	予防型巡回メンタルヘルス支援相談事業		若手教職員を中心とした初任者等を対象に保健師等が個別相談を実施
二次予防 (早期発見、対処)	転入者等へのメンタルヘルス支援相談	県教委	面談やストレスチェック等の実施
	教職員メンタルヘルス対策推進事業	公立学校教職員	各教育事務所に非常勤保健師を配置し、相談対応を拡充 AIメンタルヘルスシステムを導入し、セルフケア等を促進
	メンタルヘルス休日相談	公立学校教職員とその家族	県下3会場で休日における臨床心理士による相談
	過重労働に係る保健指導	県教委・ 県立学校教職員	産業医の面接指導
	教職員こころの健康相談事業	公立学校教職員	県内10箇所の精神科クリニックにおける無料相談
	教職員電話健康相談24		外部機関による支援
	Web相談(こころの相談)		
	電話・面談メンタルヘルス相談		
	メンタルヘルス相談【四国中央病院】		
三次予防 (復職支援、再発防止)	教職員復職支援システム	精神疾患による休職した公立学校教職員	産業保健スタッフと学校現場の連携による休職者支援
	職場復帰支援プログラム	公立学校教職員	グループワークや模擬授業等の実施

愛媛県奨学資金制度の取組について

施設厚生室

1 目的

優秀な学生又は生徒であって、経済的理由により修学困難なものに対し学資金を貸与することにより、有用な人材を育成する。

2 対象

- ・ 高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程に在学する者を対象とする。
- ・ 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校の専攻科を含む。
- ・ 専修学校の高等課程は修業年限が2年以上の課程で教育委員会が認めるものに限る。

3 募集区分

毎年、次の3区分で募集する。出願手続は、いずれも在学学校を通じて行う。

区 分	予 約 採 用	在 学 採 用	緊 急 採 用
対 象 者	高等学校等へ進学希望の 中学3年生等	高等学校等在学者	高等学校等在学者で、 家計急変等が生じた者
募集時期	進学する前年の10月頃	6月頃	随 時
出願手続	5月	9月	随 時

4 主な出願資格

- (1) 対象となる学校に在学すること。（予約採用の場合は、進学希望であること。）
- (2) 保護者が愛媛県内に居住すること。
- (3) 母子父子寡婦福祉資金（修学資金）、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金、日本学生支援機構の貸与型奨学金又は特別支援学校就学奨励費（第Ⅰ・Ⅱ区分）の貸与等を受けていないこと。

5 貸与額及び貸与期間

次表のとおり貸与限度額（月額）を定め、採用年度の4月（緊急採用の場合は、家計急変等の生じた月）から卒業まで、毎月貸与する。

休学・長期欠席の場合は奨学金の交付を休止し退学等のときは貸与を停止する。

学校種別・通学形態	自 宅	自宅外
国公立	18,000円	23,000円
私 立	30,000円	35,000円

・ 月額は、左記の限度額 又は
限度額までの範囲で5,000円
刻みの額を選択できる。

6 利息

無利息

1 地域ぐるみで育むえひめっ子未来創造事業

国の補助事業を活用して、地域と学校とが協働した取組の中核となる「地域学校協働活動」とコミュニティ・スクール（ＣＳ）の一体的推進を図るとともに、市町と連携して体験的な活動等を提供する「放課後子ども教室」、放課後等の学習支援を行う「えひめ未来塾」、土曜日等に地域人材を活用して行う「土曜教育活動」、保護者への学習や相談を行う「家庭教育支援」の５つの活動を促進し、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちを支える教育環境の整備に努める。

(1) 地域と学校の連携・協働体制の構築

ア 企業・団体等との連携による教育支援について

出前授業や会社見学等を通して教育活動を支援する企業・団体等を「えひめ学校・地域教育サポーター」として登録・データベース化し、地域の教育資源を有効に活用できる教育支援体制を整備する。

○登録数 226 の企業・団体 ※R7.3 時点

○登録区分 医療福祉、製造業、金融保険、卸売小売、情報通信、医療福祉、公務、教育学習、建設業、電気ガス等、サービス、農林漁業製造、運輸郵便、宿泊飲食、農業小売飲食、製造卸売小売、農業林業漁業、不動産賃貸、農業卸売飲食、不動産、その他

○学校及び社会教育関係団体、社会教育施設等に対し、活用促進のためのチラシを配布し、周知を図る。（要望に応じて、説明等をアウトリーチで実施）

○「えひめ学校・地域教育サポーター」の登録企業等による模擬出前授業及び個別ブースによる説明会を実施

イ 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的な推進

○事業関係者の資質向上を図るための研修会を実施

○地域学校協働活動の好事例集を作成し、ホームページで公開

○市町や各種団体からの要望に応じ、ＣＳアドバイザーを派遣

※ＣＳアドバイザー…一体的推進等の助言できる有識者を県が委嘱（R7：1 名）

○「地域と学校の連携・協働体制構築推進協議会」を設置し、効果的な取組の在り方・成果等についての検証・評価を実施

ウ 市町補助事業（R7：県内 16 市町で実施予定）※R7.2 時点

○地域学校協働活動（13 市町 167 か所）、えひめ未来塾（6 市町 73 か所）、放課後子ども教室（13 市町 106 教室）、土曜教育活動（7 市町 19 か所）、家庭教育支援（8 市町）※8 市町のうち、5 市町は家庭教育支援チームを設置

エ 指導者の資質向上のための研修会を実施

○えひめ未来塾、放課後子ども教室、土曜教育活動の関係者を対象に、年 2 回研修会を実施

(2) 家庭教育支援体制の構築（家庭教育支援推進事業）

地域人材の養成や家庭教育支援チームを中心とした連携の仕組みづくり等、福祉部局や社会教育関係団体との連携・強化を促進し、家庭教育支援体制の構築を図る。

ア 家庭教育支援推進会議

家庭教育支援チームの代表者、学識経験者、保健福祉関係者等を中心に家庭教育支援をめぐる県全体の動向と課題についての意見交換等

イ 家庭教育支援者養成講座

県が作成した家庭教育支援に関するワークショッププログラム（トクわく）が活用できる人材等、家庭教育支援に携わる人材の発掘・養成

ウ 家庭教育支援出前講座

家庭教育支援チームの結成や家庭教育講座に関心のある市町や団体等からの要望に応じた講座をアウトリーチで実施

2 社会教育人材の養成と活躍機会の拡充

（1）えひめっ子多世代交流推進事業

地域の大人と子どもが一体となった多世代交流を取り入れた協働の場を企画運営できる人材「多世代交流推進インストラクター」を養成し、子どもと大人が一体となった地域行事を企画・運営することで多世代交流を推進

ア 第1回「多世代交流推進インストラクター」養成講座

○地域での取組や行事の充実に向けた先進的な事例の紹介

○子どもたちの郷土愛を育む行事の企画、運営に関する演習

イ 第2回「多世代交流推進インストラクター」養成講座

○地域行事実施に向けた、実態調査・課題把握

○既存事業の見直し、新規事業の計画

（2）社会教育士フォローアップ研修（予定）

社会教育主事講習受講済の方を対象としてフォローアップ研修を実施し、社会教育主事及び社会教育士等の継続的な学習の機会を確保するとともに、地域における社会教育人材のネットワークの構築を目指す。

ア 第1回：オリエンテーション

講話を通して、社会教育人材の役割を確認するとともに、受講者同士の交流を図る。

イ 第2回：現地学習

地域教育実践ネットワークえひめ主催「中予ブロック集会」において各地域の取組を情報収集するとともに、ファシリテーションの実践や運営サイドどの意見交換を通して、多様な主体との「協働」の視点やネットワークの在り方について考える。

ウ 第3回：現地学習

人間牧場 牧場主の若松進一氏（社会教育士）を講師に迎え、伊予市双海町のまちづくりについての講話や施設等の見学、座談会、ワークショップを通して、社会教育の担い手としての役割や今後の展開を語り合う。

文化財の保存及び活用の推進について

文化財保護課

1 愛媛県文化財保存活用大綱（令和3年2月策定）

「支え合い 地域に活かす 文化財～知って、まもって、活かしてつなぐ えひめの魅力～」を基本理念として掲げ、本県における文化財の保存・活用の基本的な方針を明示するとともに、県内の市町が方針を共有し、互いに連携しながら主体的に取り組みを進めていく上での共通の基盤とすることを目的として策定。

大綱では、文化財の実態や価値を「知る」ことから始め、把握した文化財を指定制度や適切な修理・整備等により「まもり」、わかりやすい解説などをつけて公開するなど「活用」を図り、次世代に「つなげていく」こととしている。

県の基本的な方針

- (1) 学校・社会教育・情報発信等による文化財保護思想の定着
- (2) 保護すべき文化財の掘り起こし
- (3) 積極的な文化財の指定、選定・登録
- (4) 文化財保護体制の強化
- (5) 文化財活用の多様化と強化

2 令和7年度の主な取組

大綱の理念を踏まえて、県民の宝である貴重な文化財を、所有者をはじめ国や市町、関係機関等と一体となり、地域社会総ぐるみでの文化財保護体制を確立するとともに、次世代へ着実に「継承」できるよう、更なる文化財の保存・活用の推進に取り組む。

(1) 理解・保存・活用

- 県指定文化財デジタル化保存・活用推進事業（文化財の資料の収集・祭りの継承研修会開催・3次元測量データにより画面上での回転や拡大が可能となる3Dモデルでのウェブ公開・文化財フェア・ホームページリニューアル等）の実施
- SNSを活用した文化財の魅力発信
- 国や県の指定等による保護
- 文化財保存修理事業に対する県費助成
- 国庫補助事業（保存修理事業、埋蔵文化財発掘調査等）への支援
- 県文化財保護指導員による巡視、現地指導等

(2) 防災・災害発生時の対応

- 被災文化財のレスキュー訓練の実施
- 「えひめ文化財等防災ネットワーク」により、所有者・行政・関係機関等と更なる連携を図りながら、オール愛媛での防災・減災対策に取り組む。

四国遍路の世界文化遺産登録について

文化財保護課

四国4県及び関係市町村等が世界遺産登録を目指している「四国八十八箇所霊場と遍路道（現 四国遍路）」については、文化庁から ①構成資産の保護措置の充実、②顕著な普遍的価値の証明という2つの大きな課題を指摘されている。

このうち、教育委員会では、構成資産の保護措置を担当しており、札所寺院の調査を県教育委員会が、遍路道の測量を市町教育委員会が分担することとしている。

県教育委員会としては、本件を総括的に推進する観光スポーツ文化部で一括計上した予算の移用を受けて調査を実施し、平成28年度以降着実に史跡指定・名勝指定に結び付けている。

○ これまでの主な経緯

平成18年11月	「四国八十八箇所霊場と遍路道」について4県で共同提案 ⇒ 「継続審査」
平成19年12月	<u>四国4県と関係市町が共同で再提案</u>
平成20年9月	⇒ <u>文化審議会世界文化遺産特別委員会の調査・審議の結果「カテゴリーⅠa」の評価</u>
平成22年3月	「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会設立 (会長:四経連会長、副会長:4県知事 57市町村、霊場会、大学、国支局、NPO等で組織)
平成22年度	札所の文化財詳細調査開始(第60番札所 横峰寺から)
平成22～23年度	「愛媛県歴史の道総合計画」策定
平成25年度	「名勝に関する特定の調査」開始(～27年度、文化庁からの受託事業)
平成26年度	重要文化的景観の候補地区調査(4県連携費)
平成28年度	8月8日 <u>四国4県と関係市町が提案書を文化庁に提出</u>
	10月3日 伊予遍路道(仏木寺道、横峰寺道)の史跡指定
平成29年度	10月13日 伊予遍路道(稻荷神社境内及び龍光寺境内、横峰寺境内、三角寺奥の院道)、八幡浜街道(笠置峠越)の史跡指定 星ヶ森(石鎚山遥拝所)の名勝指定
	3月22日 <u>林文部科学大臣に4県が暫定一覧表の見直しを要望</u>
平成30年度	10月15日 伊予遍路道(観自在寺道)の史跡指定
令和元年度	10月16日 伊予遍路道(明石寺境内、大寶寺道)の史跡指定
	12月 <u>四国4県等が取組の進捗状況を文化庁に提出</u>
令和2年度	3月9日 <u>萩生田文部科学大臣に4県が暫定一覧表の見直しを要望</u>
	3月26日 伊予遍路道(岩屋寺道)の史跡指定
令和3年度	4月 四国遍路世界遺産登録推進協議会に名称変更
令和4年度	11月10日 伊予遍路道(大寶寺境内、岩屋寺境内、浄瑠璃寺道)の史跡指定
	3月20日 伊予遍路道(浄瑠璃寺境内、浄土寺境内)、八幡浜街道(夜昼峠越)の史跡指定
令和5年度	2月21日 伊予遍路道(明石寺道、八坂寺境内)の史跡指定
令和6年度	10月11日 伊予遍路道(繁多寺境内)の史跡指定

○ 令和7年度の取組

札所の詳細調査 (数字) は調査年数

- ・継続 第51番 石手寺(2)、第52番 太山寺(4)、第54番 延命寺(4)、第58番 仙遊寺(2)、第63番 吉祥寺(2)

○ 我が国の世界文化遺産登録の状況と世界文化遺産暫定リスト

	遺産名称	所在地	暫定一覧表記載	ユネスコに推薦	世界遺産登録
1	法隆寺地域の仏教建造物	奈良県	H4年	H4年10月	H5年12月
2	姫路城	兵庫県	H4年	H4年10月	H5年12月
3	古都京都の文化財(京都市,宇治市,大津市)	京都府・滋賀県	H4年	H5年9月	H6年12月
4	白川郷、五箇山の合掌造り集落	岐阜県・富山県	H4年	H6年10月	H7年12月
5	厳島神社	広島県	H4年	H7年9月	H8年12月
6	原爆ドーム	広島県	H7年	H7年9月	H8年12月
7	古都奈良の文化財	奈良県	H4年	H9年6月	H10年12月
8	日光の社寺	栃木県	H4年	H10年6月	H11年12月
9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県	H4年	H11年6月	H12年12月
10	紀伊山地の霊場と参詣道	和歌山県・三重県・奈良県	H13年	H15年1月	H16年7月
11	石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県	H13年	H18年1月	H19年7月
12	平泉－仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	岩手県	H13年	H18年12月 H22年1月	H20登録延期 H23年6月
13	富士山－信仰の対象と芸術の源泉－	静岡県・山梨県	H19年	H24年1月	H25年6月
14	富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県	H19年	H25年1月	H26年6月
15	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	福岡県・山口県・ 鹿児島県ほか	H21年	H26年1月	H27年7月
16	ル・コルビュジエの建築作品 －近代建築運動への顕著な貢献－	東京都	H19年	H27(フランス枠)	H28年7月
17	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	福岡県	H21年	H28年1月	H29年7月
18	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	長崎県・熊本県	H19年	H27年1月 H29年2月	H30年6月
19	百舌鳥・古市古墳群	大阪府	H22年	H30年1月	R元年7月
20	北海道・北東北の縄文遺跡群	北海道・青森県・岩手県・秋田県	H21年	R2年1月	R3年7月
21	佐渡島の金山	新潟県	H22年	R5年1月	R6年7月
暫定一覧表	武家の古都・鎌倉	神奈川県	H4年	H24年1月	<H25取下>
	彦根城	滋賀県	H4年		
	飛鳥・藤原の宮都と関連遺産群	奈良県	H19年	R6年1月	
	平泉の文化遺産<拡張登録>	岩手県	H24年		

○ 世界文化遺産への登録プロセス

- ①世界遺産暫定一覧表に記載(世界遺産委員会へ提出)
- ②事前評価候補の審議(文化審議会世界文化遺産部会)
- ③事前評価リクエストの提出(9/15期限、イコモスによる1年間の書面審査)
- ④イコモスから評価レポートの送付(リクエスト提出の翌年10月頃)
- ⑤推薦候補についての審議(文化審議会世界文化遺産部会)
- ⑥ユネスコ世界遺産センターへ推薦書暫定版を提出(9/30期限)
- ⑦推薦の決定(文化・自然あわせて年1件、文化審議会・関係省庁連絡会議・閣議了解を経る)
- ⑧世界遺産委員会に推薦書正式版を提出(2/1期限)
- ⑨イコモスによる審査(現地審査等、約1年半)
- ⑩イコモスの評価結果の勧告(世界遺産委員会の6週間前－記載/情報照会/記載延期/不記載)
- ⑪ユネスコ世界遺産委員会で登録の可否を決定(正式推薦の翌年の6～7月頃)

事前評価プロセス
2027年推薦分より必須

1 部活動改革の推進について

部活動は少子化の進行に伴い、学校に希望する競技の部活動がなかったり、学校単独ではチームを組めない状況も生まれていることから、特に持続可能性という面で厳しさを増している。また競技・文化芸術活動経験のない教師が指導せざるを得ない点や、休日も含め指導を求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっている実態がある。

こうした状況を踏まえ、部活動指導員の配置や外部指導者の活用により、生徒の多様なニーズに応えられるよう支援するとともに、公立中学校における休日の部活動の地域移行や県立高校における部活動の再編等の部活動改革を推進する。

(1) 部活動による県立高校の魅力化推進

- ・「魅Can部」※を令和6年度から3年間かけて段階的に設置

※ 各学校の魅力を推進する部活動

令和6年度は、小規模校17校に「魅Can部」を設置し、活動費を補助

令和7年度は、小規模校18校、中規模校17校に「魅Can部」を設置し、活動費を補助

(2) 部活動指導員の配置等、部活動指導体制の充実

- ・部活動指導員の拡充

市町立中学校（運動部68人・文化部6人）、県立中等前期（運動部2人・文化部4人）

県立高校・中等後期（運動部24人、文化部8人）

- ・外部指導者の拡充

運動部、文化部合わせて100人（予定）

(3) 公立中学校における休日の部活動の地域展開

- ・方向性：国が推進期間と位置付けている令和5～7年度末までに、全市町での実施を目指す。

- ・令和7年度 実証事業（10市町）

新居浜市（5部活）、今治市（7部活：うち文化1部活）、上島町（2部活）、

松山市（24部活：うち文化1部活）、松前町（1部活）、伊予市（5部活）、

大洲市（3部活）、伊方町（5部活：うち文化1部活）西予市（2部活）、

鬼北町（4部活動）

- ・「市町連絡協議会」の開催

- ・進捗状況等に課題のある市町に対するアドバイザー等の派遣、人材バンクの整備

- ・大学生の地域クラブ指導員としての運用

(4) 適切な休養日の設定と活動時間等に関する指導

- ・休養日は週2日以上

（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上）

- ・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度

2 子どもの体力向上と学校体育の充実について

1 子どもたちが生涯にわたり心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指して、令和6年度末に翌年度からの「第3期愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画」を策定した。「E授業・E環境でえひめの愛顔づくり」を目標として、関係者と連携・協力しながらより効果的な取組の検討・実践を進め、児童生徒の体力向上を図る。また、「子どもの体力向上指導者実技研修会」の開催や小学校体育専科教員による授業研究会により、教員の指導力向上と体育授業の改善を図る。

(1) 第3期愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画

(本県の成果指標)

全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、次のように回答をする児童・生徒の割合が全国平均以上である。

- ◆「運動やスポーツは好き・やや好き」
- ◆「体育・保健体育の授業は楽しい・やや楽しい」
- ◆「体育・保健体育の授業でできたり、わかったりする」
- ◆「運動やスポーツが大切」
- ◆「毎日朝食を食べる」

(2) 子どもの体力向上実技研修会：3地区

東・中・南予各地区で、小中学校体育科教員及び体育主任や各市町教育委員会担当者を対象に、児童生徒の体力アップに繋がるカリキュラムマネジメントについて研修を行う。

(3) 小学校体育専科教員の配置：3校

玉津小学校（西条市）、北吉井小学校（東温市）、内子小学校（内子町）

2 本県独自の事業である「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を通じ、運動する「時間」「空間」「仲間」を提供することにより、幼児・児童の運動の日常化を推進し、子どもの体力向上の取組を一層強化する。

【えひめ子どもスポーツITスタジアム】

県内全域の幼児・児童が、クラスやグループ単位で開設種目に挑戦し、楽しく競い合う。県内すべての小学校の参加を目指す(参加率：100%)。

R7実施内容は、より効果的な内容及び方法を検討中。

(参考：R6年度)

- ・チャレンジ部門（4種目）
- ・創作部門（1種目）
- ・ポイント獲得部門（小学生8、幼児10種目）

1 学力向上に向けた取組の現状と課題

【現状】

(1) 全国学力・学習状況調査から見た本県児童生徒の学力

○令和6年度 本県の結果

	国語（全国）	算数・数学（全国）
小学校	67（68）	64（63）
中学校	56（58）	52（53）

- ・小学校算数を除く、全ての教科において全国平均を下回る
- ・中学校国語は、全国平均との差が「－1」から「－2」と広がる
- ・小学校算数は知識及び技能を問う問題について昨年度より大きく改善
- ・読解力を要する問題に課題

○令和7年度 実施教科等

- ・国語、算数・数学、理科 実施日：令和7年4月17日（木）

※中学校理科及び質問調査では、国のCBT「MEXCBT:メグビット」を使用

(2) えひめICT学習支援システム（EILS：エイリス）の開発

○R4年4月より、県内全公立学校（小・中・高・特支）で本格運用開始

○小・中では、CBT版県独自の学力調査を悉皆で実施

○新機能（ヒント機能・問題変化機能）を使った新しいテスト等を実施

○読書通帳アプリ、タイピング及び計算アプリを本格運用（R5年4月～）

(3) 英語教育実施状況調査の結果（英検3級相当以上の英語力を有する中3生の割合）

	R3	R4	R5	R6
本県	46.7% →	47.6% →	48.0% →	49.0%
全国	47.0%	49.2%	50.0%	未公表

【課題】

- (1) 小・中学生の授業理解度及び読解力が低い
- (2) アナログとデジタルのベストミックスを図った授業改善が不十分
- (3) 中学生の英語力・英語を担当する教員の指導力（授業力）の向上

2 学力向上の推進に向けた対策

(1) 第4期学力向上推進3か年計画（R5～7）による更なる授業改善

➢ 伝統ある愛媛教育と適切なICTの活用によるベストミックス

(2) 新聞を活用した読解力問題をCBT化してEILSに掲載

➢ 読解力向上・新聞を読む習慣の定着・郷土に目を向ける機会の確保

(3) 読解力検定アプリをEILSに搭載

➢ 生成AIを活用して問題を作成し、児童生徒が問題に挑戦

(4) 中学生対象英語力向上オンライン講座の実施

➢ 民間英会話講師による、英検3級取得を目指したオンライン講座

(5) グローバル人材育成に向けた英語力強化事業の実施

➢ EILSの機能強化、対話型AI等英語教材の作成、研修会の実施

不登校対応の充実

義務教育課

1 本県の不登校の現状

【不登校の児童生徒の推移】

○不登校児童生徒数は公立小・中ともに増加 720人増（小422人増、中298人増）

愛媛県(公立)					愛媛県 (国公立)		全国 (国公立)	
年度	小	中	計	前年比	出現率 (1,000人当たり)	順位 (多い順)	小中計	出現率 (1,000人当たり)
R 1	420人	1,089人	1,509人	+119人	14.9人	42	18万1,272人	18.8人
R 2	498人	1,292人	1,790人	+281人	17.7人	36	19万6,127人	20.5人
R 3	669人	1,505人	2,174人	+384人	22.0人	37	24万4,940人	25.7人
R 4	889人	1,751人	2,640人	+466人	27.3人	36	29万9,048人	31.7人
R 5	1,311人	2,049人	3,360人	+720人	35.4人	28	34万6,482人	37.2人

2 不登校対応の充実に向けた取組

(1) 相談事業の推進

○スクールカウンセラー活用事業（H13～）

児童生徒の内面にあるストレスや不安を解消するため、「心の専門家」である臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーなど62人を拠点校である中学校に配置し、近隣の小中学校及びそれ以外の小中学校（要請訪問校）におけるカウンセリングの充実を図る。

○ハートなんでも相談員設置事業（H16～）

退職教員や主任児童委員等、児童生徒にとって相談しやすい身近な相談員100人をハートなんでも相談員として小中学校に配置し、教育相談の充実を図る。

(2) 不登校児童生徒等支援事業（R2～）

○校内サポートルーム設置事業

12市町13校をモデル校として、専任教員等を配置し、教室に入りづらい生徒に対して支援を実施。モデル校で得た知見やノウハウを全県に波及させる。

○不登校児童生徒に対する経済的支援

経済的に困窮している家庭の不登校児童生徒に対して、教育支援センター（適応指導教室）等に通うための交通費や、体験活動及び実習等に要する費用を補助

○フリースクール連携推進事業

一定の要件を備えたフリースクールを補助対象フリースクールとして選定し、補助対象フリースクールが実施する教育活動に対して補助

○県教育支援センター（メタサポセンター）の設置

不登校支援の拠点として、専門スタッフ及びメタサポキャンパスサポーターが関係機関と連携しながら、不登校児童生徒の支援を実施

・メタバス（仮想空間）上の学びの場での支援 （専門スタッフ、メタサポキャンパスサポーターによる支援）	・不登校の未然防止に向けた研修会の実施
・アウトリーチ型支援	

(3) 県教委による人的支援（R7）

	小	中	計
中1ギャップ・小1プロブレムへの対応のための非常勤職員を136校に配置	43人	98人	141人
養護教諭の支援のための非常勤職員を31校に配置	10人	21人	31人
合 計	53人	119人	172人

令和7年度 地元で活躍するグローバル人材育成事業の概要

1 目 的

テンプル大学ジャパンキャンパスとの連携を通して、体験的かつ高度な学びの機会を提供し、生徒の英語力と英語担当教師の指導力の向上を図るほか、留学フェアを実施し、小・中・高校生等を対象に留学の報告や県内企業による情報提供等を行い、留学への機運を醸成する。

2 実施内容

(1) えひめ版「国内留学プログラム」

《対象》

県立高校及び県立中等教育学校（後期課程）の生徒 25 名（希望者）

《内容》

テンプル大学ジャパンキャンパスにおいて、4 日間、オールイングリッシュの環境で、ディベートやディスカッション等を通して、英語 4 技能（「聞く」「読む」「書く」「話す」）の向上を図るとともに、客観的に物事を分析するためのクリティカルシンキング（批判的思考）の基本を学ぶ。

(2) 海外留学（短期/長期）

《対象校》県立学校振興計画に基づく国際科等設置予定 3 校

今治西高校（R 8 年度：国際科開設）

松山西中等教育学校（R 8 年度：普通科国際コース開設）

宇和島南中等教育学校（R 9 年度：宇和島南高校総合学科国際系列開設）

※宇和島南高校は宇和島南中等教育学校と宇和島水産高校との統合校

《対象生徒》

短期留学（2 週間）：3 校×20 名＝60 名

《海外留学に係る事業展開》

グローバルに活躍できる人材を育成するために、海外留学制度等について検証と改善を重ね、新たな事業展開を図り、事業の継続を目指す。

(3) 留学フェア

《留学での学びの横展開》

留学に興味のある小・中・高校生等、保護者及び高校等の留学担当者を対象として、留学フェアを実施し、留学をした生徒による留学の報告に加え、留学支援団体による個別相談及び海外展開している県内企業との情報交換等を通して、児童生徒の留学への機運を醸成する。

(4) 海外修学旅行の促進

《対象》

海外修学旅行に参加する生徒のうち、パスポートを新規取得又は更新する生徒（1,000 名）

《内容》

高校生の海外での異文化体験と語学学習の機会を拡大するため、パスポートの取得や更新に係る費用を補助することにより、海外修学旅行への参加を後押しする。

(5) 「日本人英語教師スキルアップ研修プログラム」への派遣

《対象》

県立高校及び県立中等教育学校に勤務する英語担当教師 10 名

《内容》

テンプル大学ジャパンキャンパスでの対面セミナー（計 3 回）及びビデオレクチャー（計 6 回）を通して、最新の英語教授法や教材デザインについて理解を深めるなど、生徒に高い英語力を身に付けさせる指導法を学ぶ。

令和7年度 えひめ高等学校英語教育推進事業の概要

1 目 的

英語ディベート指導研究委員会を設置し、ディベート活動の指導法に関する実践研究を行い、その成果の普及を図るとともに、高校生海外留学補助金による支援や、ディベート・コンテストの開催を通して、生徒の英語コミュニケーション能力の向上を図る。

2 実施内容

(1) 英語ディベート指導研究委員会

情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力の育成に向けて、技能統合型の言語活動や即興性を伴う言語活動を活性化するための指導方法など、様々な教授法について研究するとともに、英語ディベートに関する指導に必要な知識・技能を普及することにより、本県生徒の英語ディベート力の一層の向上を図る。

(2) 英語ディベート・コンテスト

英語によるディベート大会を通して、コミュニケーション能力を向上させ、論理的思考力や批判的思考力を養うとともに、英語を学ぶ意欲を更に高める。

(3) 高校生海外留学補助金

文部科学省の「国際文化交流促進費（高校生国際交流促進費）」の活用により、高校生が積極的に海外留学へチャレンジすることの支援を行うことで、コミュニケーション能力の向上や異文化理解の促進を図り、もって将来の愛媛の発展を支えるグローバル人材育成の推進を図る。

令和7年度 外国語指導助手招致事業の概要

1 目 的

文部科学省・総務省・外務省の協力を得て、地方公共団体の単独事業として外国青年を招致し、外国語指導助手として高等学校における語学指導を行うとともに、地域レベルでの国際化を促進させる。

2 概 要

(1) 学校数、招致人数（R7-R6比較）

地 区	学校数	招致人数	
		R 7	R 6
東 予	21校	19名	19名
中 予	19校	17名	17名
南 予	14校	9名	9名
計	54校	45名	45名

*東・中・南予別の学校数は、分校（全日制）も1校として数えている。

(2) 招致期間 2025年8月1日～2026年7月31日

3 実施内容

- ① 学校訪問指導（授業の援助、関係部・同好会への客員参加等）
- ② 英語担当教員の現職教育
（各種研修会の援助）
- ③ 英語教育クリニック（発音、語法等の質問に答える。）
- ④ 英語ディベート・コンテストの審査
- ⑤ 英語スピーチコンテストの審査
- ⑥ 英語指導教材作成の援助

県立学校振興計画に基づく教育内容充実のための取組

1 準備委員会の設置

- ・振興計画の実施のために設置する委員会で、統合や改編等の対象となった県立高校等のまとまりごとに、具体的な準備を進める。
- ・委員は、校長をはじめとする学校関係者、行政関係者、地域関係者などで構成。

①準備委員会の構成

学校関係者	行政関係者	地域関係者
・ 高等学校長 ・ 中等教育学校長 ・ 高等学校等担当教職員 (教務主任・総務主任等) ・ 地元中学校長 ・ 地元小学校長	・ 市町教委担当者 ・ 市町地域振興担当者	・ 振興対策協議会代表 ※振興対策協議会：学校の振興と地域の活性化を図ることを目的に構成している組織等の総称。主に、市町長、同窓会長、PTA会長、産業団体会長等で構成されている。 ※振興対策協議会が設置されていない学校については、学校評議員、学校評価委員等を充てる。
※県教委担当者	※アドバイザー（状況に応じて招集）	※作業部会（必要に応じて設置）
・ 高校教育課職員 等	・ 産業団体関係者 ・ 経済団体関係者 等	・ 対象校の教職員 (学校コンセプト部会、教務部会、生徒指導部会、総務部会、進路指導部会等)

②準備委員会設置校

前期計画での統合校・改編校	準備委員会の対象校（※網掛けは代表校）	統合・改編年度
①小松高校 普通科 文理探究コース・教員養成コース・社会共創コース、情報科	小松、丹原	R 8
②東予総合高校 農業科、工業科、家庭科、総合学科	東予、小松、丹原	R 8
③今治西高校 国際科	今治西	R 8
④しまなみ高校 総合学科	今治西伯方、今治北大三島	R 8
⑤東温高校 総合学科	東温	R 8
⑥伊予高校 普通科 教員養成コース、情報科、芸術科、芸術科 教員養成コース	伊予	R 8
⑦大洲高校 農業科	大洲、大洲農業	R 8
⑧八幡浜高校 工業科、総合学科	八幡浜、八幡浜工業、川之石	R 8
⑨宇和高校 総合学科	宇和	R 8
⑩宇和島南高校 総合学科、水産科	宇和島南中等、宇和島水産	R 9
⑪今治東中等教育学校 普通科 スポーツコース	今治東中等	R 8
⑫松山西中等教育学校 普通科 国際コース	松山西中等	R 8
⑬北条清新高校【昼間定時制】総合学科 【通信制】普通科	北条、松山東	R 8
⑭松山南高校【夜間定時制】商業科	松山南、松山商業	R 8
⑮松山工業高校【夜間定時制】工業科	松山工業	R 8

《主な検討内容》

項 目	具 体 内 容
コンセプト	スクール・ミッション、スクール・ポリシー、教育方針の決定等
教育課程の策定等	基本方針策定、カリキュラム編成の決定、地域協働の在り方等
学校設置	校名、校章・校旗、校歌、制服の決定等
学校体制	日課表、教務規程、危機管理マニュアルの作成等
組織運営	校務分掌、決裁規程の作成等
広報活動	学校説明会、パンフレット作成、ホームページ作成等
その他、生徒指導・学校保健・課外活動・外部組織に関すること 等	

※広報活動の具体例（県教委、準備委員会及び学校が連携）

- 新校及び新学科等のプロモーションビデオを制作し、中学生やその保護者、中学校教員等に対して上映する。
- 新校及び新学科等のチラシなどをデジタル化し、中学生やその保護者に直接配信する。
- 市町の広報誌に新校及び新学科等の情報を掲載する。 など

2 3 本柱の実現に向けた取組

① 多彩で魅力的な選択肢の提供

《目的》

- ・実施を検討している新学科・コース等のカリキュラムを研究し、各校各学科の特色を生かした教材を開発する。
- ・地域や大学などの有識者の協力を得ながら、研究したカリキュラムや開発した教材を用い検証するプレ授業等を実施し、その改善につなげる。
- ・本校と分校の合同授業等を実施することで多彩な教育活動を展開する。

《内容》

- ・新学科・コース等に係る分野の専門家を招聘して、教職員対象の講習会を実施するとともに、生徒と教員が新学科・コース等に係る分野の講義を県内の大学等で受講するなどし、カリキュラムの研究や教材開発を行う。さらに、その成果を生かしたプレ授業を各校で行い改善につなげる。
- ・本校と分校や、近隣校との連携などにより、一定規模を確保した上で、学校行事や部活動などの教育活動の活性化方策について研究するため、学校間バス運行を実施する。

② 職業・学科横断的学習の展開

《目的》

- ・異なる職業学科どうしの生徒交流を活発化し教職員間の連携を図ることで、職業・学科横断的学習がもたらす効果について、生徒や教職員の共通理解を深める。
- ・職業・学科横断的学習の学習モデルを構築するため、各校各学科の特色を生かした教材を開発する。

《内容》

- ・職業・学科横断的な取組をしている先進校の指導者や大学教授などを招聘し、教職員対象の講習会を実施する。
- ・学校間バス運行を実施し、他学科の授業や実習、行事に参加することで、生徒や教職員の共通理解を図るとともに、職業・学科横断的学習に適した教材を開発する。
- ・以上のことを踏まえ、職業・学科横断的学習のモデル授業を実施する。

③ 進学指導の充実

《目的》

- ・進学指導の更なる充実のため、各校における進学指導のレベルアップと生徒一人一人の学力向上を図る。

《内容》

○先導的授業実践型モデル校

- ・国内外の教育機関と連携した授業の実施や、大学・予備校等と連携した授業の検証・改善による、進学指導の在り方に関する研究。

○探究学習実践型モデル校

- ・地域資源等を活用した探究学習及びその成果を生かした進学指導の在り方に関する研究。

○学力向上のための環境整備

- ・EILS-PBT(従来の紙テストを採点するシステムとEILSを連携させたもの)の導入
- ・I C T活用実践に対するサポート(指導者用デジタル教科書等整備)

人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組

(人権教育課)

1 愛媛県人権・同和教育基本方針（平成25年6月策定）

愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図り、21世紀を人権の世紀とすべく、これまでの同和教育の成果や視点を継承するとともに、国際的な潮流やその取組に学びながら、県民の人権尊重の意識を高め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目指す人権・同和教育を推進する。

愛媛県人権施策推進基本方針（平成16年12月策定 令和2年第三次改訂）

基本理念：人権という普遍的な文化の創造

基本方針の目指すもの： 子どもから高齢者まで県民一人ひとりが生活に生きがいを感じ、安心して暮らすことができる「愛顔のあふれる愛媛県」の実現を目指します。

2 県民の人権意識の高揚に向けて

(1) 愛媛県人権・同和教育研究大会

同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期解決のために、県内の研究成果と実践を交流し、今後の人権・同和教育の推進と差別解消への道筋を明らかにする。

- 開催日 11月11日（火）
- 全体会場 愛媛県県民文化会館 分科会場：愛媛県県民文化会館等
- 参加者 約2,400人
学校教育関係者・社会教育関係者・行政・各種団体・関係諸機関等

(2) 地区別人権・同和教育研究協議会

学社融合の視点から、学校教育・社会教育関係者を対象に、授業公開や教育・啓発の実践報告に基づいた研究協議等を1日の日程で実施する。

- 開催日 東予：10月28日（火） 中予：10月21日（火） 南予：11月4日（火）
四国中央市 伊予市 内子町

(3) 人権・同和教育訪問

学校や市町の人権・同和教育推進体制や進捗状況を把握するとともに、推進上の課題を解決するための指導や支援を行う。

3 指導者の育成に向けて

(1) 各種指導者研修会の実施

- 小中学校・高等学校の人権・同和教育主任および推進主任研修会等教職員研修
- 市町社会教育担当者および地域社会人権・同和教育リーダー育成等の研修会
- 市町人権・同和教育推進者養成講座等への講師派遣

(2) 指導者用人権・同和教育資料集の作成

県民の人権尊重意識の高揚を図り、学校教育・社会教育における人権・同和教育の質の向上を図るため、学校及び市町の人権・同和教育指導者が、学習・啓発活動において活用できる資料を、学校や関係機関等へ情報提供する。

○愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月策定、平成29年8月改定）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行に伴い、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するとともに、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめ問題に対峙することを目的として策定。

○いじめ防止対策事業

・いじめSTOPつながる力育成事業（令和6年度～）

(1) ジブンミカタプログラムの運用・改修

目 的	県内の大学等と連携して1人1台端末を活用した人間関係構築力育成のためのプログラムを運用・改修することで、児童生徒の心の育ちと教職員の学級づくりを支援する。
対 象 者	公立の小学校5年生～中学校3年生（約55,000人）
備 考	昨年度の先行実施（3小・3中学校）を踏まえ、県内全公立小中学校で運用開始。1人1台端末を活用して、セルフチェックに対し自動的にフィードバックされる個別のアドバイスを基に、児童生徒自らが行動目標を設定し、実践を積み重ねることで、よりよい人間関係をつくる力を育成し、いじめの未然防止や深刻化防止につなげる。

(2) えひめいじめSTOP!ディplusの開催

目 的	県内全ての小中学校をオンラインで接続したライブ授業を実施し、愛媛の子どもたちによるいじめ防止に向けた学校づくりを社会総ぐるみで推進するとともに、県全体への普及啓発及びサポート体制の構築を図る。
参 加 者	小学校6年生・中学校1年生（約22,000人）、教職員、地域関係者等
備 考	11月20日実施予定。「人間関係構築力」を基本テーマに、いじめ問題について児童生徒一人ひとりに何ができるかを考えさせるライブ授業のほか、その様子をインターネットでアーカイブ配信することで家庭や地域でいじめ問題について話し合う機会につなげ、県全体でいじめの未然防止に向けた関心を高める。

・いじめ防止対策体制整備事業（平成26年度～）

(1) 愛媛県いじめ問題対策本部会議（いじめ対策アドバイザー設置）

目 的	県立学校におけるいじめの重大事態等の問題について、県教育委員会がその解消に向けた組織的な取組を推進するため、副教育長を本部長とする会議を開催し、幅広い外部専門家のいじめ対策アドバイザーと協力し、具体的でより効果的な方策や対応等について協議を行い、県立学校を支援する。
構 成	副教育長、指導部長、関係課長、いじめ対策アドバイザー
備 考	第1回会議（5月開催）、2回目以降は、必要に応じて招集する。

(2) 愛媛県いじめ問題対策連絡協議会

目 的	県内全域におけるいじめの防止等に関する推進状況を確認するとともに、その在り方について協議することにより、県、市町教委、学校、関係機関等の連携強化を図る。また、調査研究推進地域の研究成果等の報告を受けることで、各市町の効果的ないじめ対策推進に役立てる。
構 成	副教育長、指導部長、いじめ対策アドバイザー、市町教委担当職員、小中学校長会代表者、四国総合通信局、法務局、警察本部、等
備 考	第1回会議（6月開催）、第2回（1月、いじめ防止対策指導者研修会として）

・「いじめ相談ダイヤル24」（平成19年度～）

目 的	いじめ問題等への対応に万全を期すため、電話での相談活動を実施。夜間や休日でも24時間体制で子どもや保護者等からの相談に応じる。（国1/3補助）
相 談 員	平日：県教育委員会職員 夜間・土日・祝日：民間事業者の臨床心理士等有資格者
備 考	夜間休日の相談は民間事業者に委託

・SNS等活用相談窓口「SNS相談ほっとえひめ」（令和元年度～）

目 的	様々な悩みを抱える中高生を対象に、SNS（LINE）及び1人1台端末を活用した相談窓口を開設し、生徒が気軽に相談できる体制を整え、問題の深刻化の未然防止や、不安解消に向けた支援を行う。
相談期間	令和7年4月6日～令和8年3月24日のうち、毎週火・日曜日の計103日間
備 考	公募型プロポーザルにより民間事業者へ委託

松山城北特別支援学校の整備

特別支援教育課

松山城北特別支援学校（仮称）整備事業

- 知的障がい特別支援学校の児童生徒数の増加によるみなら特別支援学校のマンモス化や松山北西部からの長距離通学の負担などの課題解決に向け、松山城北特別支援学校の令和8年4月の開校に向けた整備を進める。

開校時に必要な校舎と食堂棟の新築工事は、どちらも４月から本格的に工事に入り、ともに令和８年２月に完成予定である。また、老朽化が進んでいる松山聾学校寄宿舎も併せて改築することとしており、令和７年１１月に着工し、完成は令和８年７月の予定である。

区分	5年度		6年度		7年度		8年度	
校舎			プロポーザル実施	設計	工事期間 R7.3~R8.2	開校準備	開校	
食堂棟				発注手続	工事期間 R7.3~R8.2	解体・外構設計 R7.8~R8.1	発注手続	解体工事 R8.9~R8.11 外構工事 R8.12~R9.2
寄宿舎	耐力度調査	発注手続	設計 R6.2~R6.8		発注手続	工事期間 R7.11~R8.7		

医療的ケア児への通学支援の構築

特別支援学校医療的ケア児通学支援モデル事業

- 医療的ケア児の安全・安心な通学環境と保護者の負担軽減の実現に向け、保護者の送迎・付き添いなくとも医療的ケア児が通学できるよう、自宅から学校までの間を看護師が同乗した介護タクシーで移送する通学支援の試行・検証を県内全域で実施し、本県で継続して実施可能な通学支援の在り方について検討を進める。

